

# 青少年に対するインターネット上での被害防止のための啓発事業 業務委託仕様書

## 1. 委託業務名

青少年に対するインターネット上での被害防止のための啓発事業

## 2. 業務の目的

スマートフォンなど多機能なインターネット接続端末の急速な普及に伴い、青少年がインターネットを介して児童ポルノや児童買春などの犯罪やトラブル等に遭う事案が増加しており、青少年を取り巻く環境は、大変深刻なものとなっています。

そのため、SNS等インターネットを介した青少年の被害防止の強化を図るため、青少年や青少年の性被害等につながるおそれのある働きかけを行う大人に向けて、より効果的・効率的な啓発が可能となるようターゲットを絞り込み配信を行うインターネット広告（以下、ターゲティング広告）を活用した啓発事業を実施します。

## 3. 履行期間

契約締結の日から令和3年3月31日（水）まで

## 4. 委託金額の上限

1, 860千円（消費税及び地方消費税を含む）

※本事業を履行するすべての経費を含む。

## 5. 業務内容及び求める提案事項

(1) ターゲティング広告の企画・制作・出稿	
業務内容	<p>大阪府在住者（大阪で活動する者含む）で18歳未満の男女（以下、「青少年」という）や青少年の性被害等につながるおそれのある働きかけを行う大人（以下、「青少年に働きかける大人」という）に向けて、それぞれの特性に合った広告を企画・制作し、出稿する業務を実施してください。</p>
提案を求める事項	<p>①青少年の被害防止の効果を高めるターゲティング広告の企画・制作及び出稿に関する提案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 青少年の被害を誘発するおそれのあるインターネット上での検索や書き込み（※）を行う青少年や青少年に働きかける大人に対して、注意喚起するターゲティング広告の企画・制作及び出稿を提案してください。</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">※児童買春や淫らな性行為、デート援助交際（パパ活）、青少年の家出に関連するワードの検索や書き込みに対して、注意喚起等を行うインターネット広告をスマートフォン等の画面上に表示させることを想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 提案にあたっては以下を踏まえてください。</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">「青少年」と「青少年に働きかける大人」に分けて、地域及び年齢、性別、検索キーワード等の掛け合わせによる対象の絞り込み方法等を提案してください。また、提案の広告媒体毎に検索キーワードの例示を5つ以上示してください。</p> <p style="margin-left: 20px;">なお、配信対象、地域、出稿するインターネット広告媒体は次の通りです。</p>

	<p><b>【配信対象】</b>  大阪府在住（大阪で活動する者含む）の  ①青少年（18歳未満の男女）＊媒体によっては未成年まででも可  ②青少年に働きかける大人（18歳以上の男女）  可能な限り、①と②をわけて配信してください。</p> <p><b>【対象デバイス】</b>  スマートフォンを中心にパソコン・タブレットも可能とします。</p> <p><b>【出稿するインターネット広告媒体】</b>  ▶ ターゲティング広告の媒体は次のとおり指定します。ただし、次のア・イに加え、他の広告媒体の提案についても認めます。</p> <p>ア SNS 広告  Twitter のプロモツイート（タイムライン及びサーチ）</p> <p>イ リスティング広告  Yahoo! 広告「検索広告（スポンサードサーチ（SS）」  又は Google「検索連動型広告」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 広告媒体毎のデザイン案（画像データやテキストデータ）を1案提案してください。提案にあたっては、できる限り対象の目に留まる視認性や訴求性が高い提案を求めます。</li> <li>● 広告媒体毎に広告時期・期間、時間帯を提案してください。なお、配信期間については、年2回以上（各1か月以上）とします。</li> </ul> <p><b>②目標数の設定について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 掲載された広告については、ランディングページの1万回以上の閲覧を保証することとし、閲覧回数が1万回を上回るための方策を提案してください。(Twitterについてはエンゲージメント含む)</li> <li>● 上記ア・イの広告のみで閲覧回数1万回が難しい場合は、青少年や保護者に対して青少年のネットリテラシー向上のための広告掲載としてYahoo! 広告「ディスプレイ広告（YDN）」等の使用も認めます。その場合においても、ア・イに重点をおいた目標値を提案してください。</li> </ul>
<b>(2) 啓発効果測定と改善策の実施</b>	
<b>業務内容</b>	上記(1)で企画・制作し、出稿したターゲティング広告について、随時、効果測定を行い、改善策を講じながら業務を実施してください。
<b>提案を求める事項</b>	<p><b>啓発効果を高めるための測定方法の提案</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 啓発を高める効果測定方法の提案にあたっては、広告媒体毎のインプレッション数やクリック数の把握に加え、青少年や青少年に働きかける大人に対して具体的にどのような効果があるのか等が分かる測定方法も提案してください。</li> <li>● 効果検証にあたっては、できる限り広告媒体の事業者と密に連携を取りながら分析する等、工夫を伴った提案としてください。</li> </ul>
<b>(3) 事業の経歴及びコンプライアンスの遵守</b>	
<p><b>①過去の事業経歴</b>  平成27年度以降の同種業務（ターゲティング広告）について履行を完了した実績を記載してください。</p> <p><b>②コンプライアンスの遵守</b>  事業の実施過程が、人員配置やコンプライアンスの点から適切であるかについて記載してください。</p>	

## 6. 本委託業務にあたっての留意点

<b>広告データ</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 本委託契約後、広告に表示させるデザインについては、それぞれの広告媒体に対し3案以上作成していただきます。デザイン、検索キーワード等の最終決定に際しては、大阪府と協議の上、企画提案内容から修正できるものとします。</li><li>● 広告データのサイズについては、600×500pixel を基本サイズとして広告媒体に合わせたパターンを作成していただきます。</li><li>● デバイスはスマートフォンを中心にパソコン・タブレットを想定しています。</li><li>● 広告の発信元は大阪府とします。</li></ul>
<b>著作権及び使用料</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 成果品の著作権、著作権は大阪府に帰属します。</li><li>● 上記（1）に含まれる企画、画像等の著作権及び使用料等の費用については契約期間内についてはすべて委託金額内に含むものとします。また、契約期間終了後に大阪府がその保有する広報媒体等を活用して事後啓発（活動実績の公表など）を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生する場合は、そのすべてを委託金額内に含めてください。</li></ul>
<b>効果検証及び府への報告</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● インターネット広告の実施中は概ね1週間毎に広告に係る進捗状況（インプレッション数やクリック数等）を報告してください。大阪府と協議の上、バナー画像や広告媒体、検索キーワード等の改善策を講じていただきます。</li><li>● 本委託契約業務の終了後に結果報告を行い、大阪府における今後の啓発活動について助言を行ってください。その際、青少年や青少年に働きかける大人に対して具体的にどのような効果があったのかについても報告してください。</li><li>● 報告書については、中間報告（1回目の配信終了後）及び最終報告を2回実施していただきます。</li></ul>

## 7. 事業完了後大阪府へ提出するもの

- (1) 制作した広告媒体及び事業実績報告書の電子データを収録したCD-R又はDVD-R
- (2) 事業実績報告書印刷物 10部  
※別途指定する期日までに提出すること。

## 8. その他

- (1) 事業の実施に際しては発注者の指示に従ってください。
- (2) あらかじめ発注者と調整したスケジュールで業務を行ってください。
- (3) 業務遂行に当っては、総括責任者及び各業務において責任者を定めてください。
- (4) 企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとします。